

2]T-SPOT.TB判定基準

【報告対象項目】

- ・判定 T-SPOT.TB 検査の判定結果 [(-), (+), ハンテイホリュウ, ハンテイフカ]
 - ・パネル A = (パネル A ウェルのスポット数) - (陰性コントロールウェルのスポット数)
 - ・パネル B = (パネル B ウェルのスポット数) - (陰性コントロールウェルのスポット数)
- (判定元検査結果：報告対象外)
- ・陰性コントロール (NIL)
 - ・陽性コントロール

【判定基準】

- 以下の計算式を用いて、パネルAおよびパネルBを算出します。
(パネルAウェルのスポット数)-(陰性コントロールウェルのスポット数)・・・パネルA
(パネルBウェルのスポット数)-(陰性コントロールウェルのスポット数)・・・パネルB
 - 1で算出したパネルA、パネルBの数値を用いて、以下の判定基準にしたがって結果を判定します。
陽性：パネルAおよびパネルBの双方、あるいはいずれか一方が8スポット以上の場合
陰性：パネルAおよびパネルBの双方が4スポット以下の場合
判定保留：パネルAおよびパネルBの双方、あるいは双方の値の最大値が5～7の場合
判定不可：陰性コントロールウェルのスポット数が10を超える場合
陽性コントロールウェルのスポット数が20未満となる場合
- 一部の患者T細胞はPHA溶液に十分な反応性を示さず、陽性コントロールウェルのスポット数が20未満となることがあります。そのため、パネルA又はパネルBのどちらかが陽性結果を示した場合は、陽性コントロールウェルのスポット数に関わらず「陽性」と判定します。

【判定保留の取扱い】

- ・結果が「判定保留」となった場合、再度血液を採取して再検査を行うことが推奨されています（他の診断方法を含む）。
- ・再検査の結果が再び「判定保留」となった場合、他の診断方法を用いるか、又は、臨床的・医学的症状や患者背景を考慮の上、医師の判断のもとで結核菌感染の状況を総合的に診断してください。

| 陰性 コントロール | 陽性 コントロール | パネル A・B の最大値 | 判定結果 | 報告値 | 備考 |
|--------------|--------------|--------------|------|----------|--------|
| 10 以下 | 20 以上 | 4 以下 | 陰性 | (-) | |
| | | 5 | 判定保留 | ハンテイホリュウ | 再検査を推奨 |
| | 6 ~ 7 | | | | |
| 11 以上 | 不問 | 8 以上 | 陽性 | (+) | |
| | | 不問 | 判定不可 | ハンテイフカ | 再検査が必要 |
| 10 以下 | 20 未満 | 5 以下 | | | |